島根県物産観光館への出品手引き

島根県物産観光館へ島根県産品の出品を希望する事業者の方は、次の事項を確認の 上、出品申込みの手続きを行ってください。

1. 出品商品

- (1) 次の項目全てを満たす商品であること。
 - ① 島根県産品であること 島根県産品とは
 - ア. 県内で生産又は採取された産品
 - イ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品
 - ウ. 県内で生産又は採取された産品を主な原料とし、県外で委託加工された製品
 - 工. 県外で生産又は採取された産品を主な原料とし、県内で加工された製品
 - ② 食品の場合は、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)、その他食品表示の規制に関する各法令の内容に適合しているもの。
- (2) その他島根県しまねブランド推進課長が認めるもの

2. 出品資格

- (1) 島根県内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- (2) その他1に掲げる商品を出品しようとするもので島根県しまねブランド推進課長が認めるもの

3. 商品の陳列方法

陳列場所	商品陳列棚		食品イベントコーナー 又は工芸イベントコーナー
陳列方法	POP等により商品紹介をする		出品者自ら商品紹介をする
対象商品	食品	食品以外	全ての商品
出品申込に 必要な提出 物	① 「島根県物産観光館出品申請書」(別記様式) ②商品見本及び資料その他、必要に応じて「残留農薬検査報告書」「安全証明書」等の提出を求める場合がある	①「島根県物産観光館出品申請書」(別記様式) ②商品見本及び資料	①「食品イベントコーナー出展申請書」(別紙1)又は「工芸イベントコーナー出展申請書」(別紙2) ②企画内容の分かる資料 利用日の希望にそえないこともあるので、事前に確認すること

陳列期間	原則3ヶ月程度	原則6ヶ月程度	2日~2週間程度
その他	3ヶ月経過後、販売 動向や消費者ニーで 動向を取りまとし、その 品者に報告し、その 後の展示期間にいただ きます。	6ヶ月経過後、販売 動向や消費者ニーズ 等を取りまとめて出 品者に報告し、その 後の展示期間につい て協議させていただ きます。	出品者が来館者から 消費者ニーズ等を情 報収集する

4. 商品の出品方法 出品商品を島根県物産観光館に直接送付してください。(送料は出品者負担)

5. 販売及び代金の精算

((一社)島根県物産協会の規定による)

陳列場所	商品陳列棚		イベントコーナー・その他		
対象商品	食品	食品以外	全ての商品		
販売形態	委託販売				
手数料	販売額の28%		販売額の20~28% (出品者と協議の上、決定)		
精算方法	商品の売上精算は、月末締めの翌月20日に、販売手数料・振込手数料を差し引き、指定の銀行口座に振り込むものとする。 なお、20日が銀行営業日外にあたる場合は、銀行の翌営業日とする。				

6. 出品手続(随時受付)

(1) 申込先

〒690-0887 松江市殿町191番地 島根県物産観光館内 一般社団法人島根県物産協会 TEL:0852-22-5758 FAX:0852-25-6785

- (2) 提出物
 - 3. 商品の陳列方法の「出品申込に必要な提出物」参照

7. 商品取扱決定までの流れ

【島根県物産観光館において、商品の事前審査をおこないます】 事前審査内容 ①出品対象商品及び応募資格

- ②食品表示
- ③商品価格 等

 \downarrow

【島根県物産観光館から申請者に事前審査結果(出品の可否)を連絡します】

 \downarrow

【代金精算の事務手続き】

出品の決定した商品の販売と代金精算は、(一社)島根県物産協会が対応します。「事業所概要書」(別紙3)を提出し、取引に関する事務手続きをおこなってください。

(既に(一社)島根県物産協会と取引のある場合は不要です)

 \downarrow

【商品の納品・展示・販売(テスト販売)開始】

(補足) イベントスペースを積極的に活用し、消費者に関する情報収集及び出品商品 に関するPRを行ってください。

- 8. 問い合わせ先
- ◆島根県物産観光館((一社)島根県物産協会) 〒690-0887 松江市殿町191番地 TEL:0852-22-5758 FAX:0852-25-6785
- ◆島根県しまねブランド推進課 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL:0852-22-5128 FAX:0852-22-6859